

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 及び就任日 (注3)	署 名 地 (効力発生日)	署 名 者	告示日 及告示番号 (注4)
ジブチ	初等・中等教育養成校建設設計画を実施するためには生産物及び役務の購入	767,000千円 H23. 2.28まで	H22. 2.11 ジブチで (同日)	日本側 能化正樹在ジブチ 大使館大使 ジブチ側 マハムツド・ア リ・ユスフ外務・国際協 力大臣	H22. 2.24 74号		
ジブチ	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するためには生産物及び役務の購入	500,000千円 H22. 3.31まで	H22. 3.17 ジブチで (同日)	日本側、能化正樹在ジブチ 大使館大使 ジブチ側 マハムツド・ア リ・ユスフ外務・国際協 力大臣	H22. 4.1 149号		
ジブチ	ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本政府とジブチ共和国との間の交換公文	300,000千円 -----	H22.12.20 東京で (同日)	日本側 前原誠司外務大臣 ジブチ側 マハムツド・ア リ・ユスフ外務・国際協 力大臣	H23. 1.6 6号		

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3)日付については、平成○年△月□日をH○△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。